

法 学 第 333 号
平成 28 年 6 月 29 日

各 私 立 学 校 設 置 者
各 私 立 学 校 長
(小・中)

} 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

「課題解決に向けた主体的・協働的な学びの推進事業」における「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（小・中学校）」の実施について

このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、応募を希望される場合は、必要書類を作成のうえ、平成 28 年 7 月 4 日（月）までに当課あて提出願います。

【担当】 私学振興担当 中村
電話 019-629-5041 FAX 019-629-5049
メールアドレス : AH0007@pref.iwate.jp

事務連絡
平成28年6月21日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
国立大学法人附属学校事務担当課
各都道府県私立学校事務主管課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

「課題解決に向けた主体的・協働的な学びの推進事業」における「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（小・中学校）」の実施について（依頼）

文部科学省では、地域独自の調査等において、学力定着に課題が見られた地域及び学校に対して重点的・包括的な支援を行い、学習指導の改善・充実を図るため、標記の実践研究を実施します。

別添のとおり本実践研究の委託要項及び公募要領を送付いたしますので、各都道府県教育委員会指導事務主管課、各指定都市教育委員会指導事務主管課、国立大学法人附属学校事務担当課におかれましては、所管の学校に対し、各都道府県私立学校事務主管課におかれましては、管下の学校に対して、このことを御周知いただき、本実践研究の実施の希望がある場合は、研究実施計画書等を作成の上、期限までに御提出ください。

なお、本事業は2年指定を予定しておりますが、契約は単年度となります。2年目の契約については、1年目の事業の実績等を確認し、事業の継続の可否を判断した上で、適当と認められる場合において締結となることをあらかじめ御了承ください（現時点で2年目の契約の締結及び1年目と同等の予算額を保証するものではありません）。

本件については、文部科学省HP内お知らせ「調達総合案内」に掲載しております。申請に必要な様式等は、下記URLよりダウンロードできます。

（URL：<http://www-gpo3.mext.go.jp/MextKoboHP/list/kp010000.asp>）

【本件担当・提出先】

文部科学省 初等中等教育局

教育課程課 教育課程総括係（堀江・長谷部）

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話：03-5253-4111（内線2073）

FAX：03-6734-3734

E-mail：kyoiku@mext.go.jp

岩手県

28.6.28

法学第
号

課題発見・解決に向けた主体的・協働的な学びの推進事業委託要項

平成28年2月2日
初等中等教育局長決定

1 趣旨

児童生徒が課題を発見し解決に向けて主体的・協働的に学ぶ授業を実現するための取組について、様々なテーマによるメニューを設定し、学校の設置者等が学校や地域の実情等に応じたテーマを選択して実践研究を実施する。国は、その成果を普及し、また、教育課程の改善のための検討に活用することにより、各学校における課題解決に向けた主体的・協働的な学びを推進する。

2 事業の内容

地域や学校の実態等に応じて、次の取組を実施する。

- ① 教科横断的な視点からの学習・指導方法の改善のための実践研究（教科等の本質的な学びを踏まえたアクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の改善のための実践研究）
- ② 学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究
- ③ 対話・創作・表現等を取り入れた教育活動の実践研究
- ④ 国際バカロレアのカリキュラムに関する調査研究

3 事業の委託先

文部科学省は、事業の実施を都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、中核市教育委員会、その他市区町村教育委員会、国立大学法人、学校法人又は株式会社、社団法人、財団法人又は特定非営利法人（以下「教育委員会等」という。）に対して委託することができるが、その詳細は取組ごとに公募要領に定めることとする。

4 事業の指定期間及び委託契約期間

事業の指定期間は、取組ごとに公募要領の定めるところにより複数年とすることができます。ただし、委託契約については年度ごとに締結することとし、委託契約期間は原則として、委託契約を締結した日から当該年度末までとする。

5 事業の実施

(1) 事業実施

事業の委託を受けた教育委員会等（以下「受託団体」という。）は、文部科学省に提出し採択された各事業実施計画に基づき取組を行う。

また、受託団体は、各事業における具体的な内容の検討を行い、取組を実施する地域・学校を指定する場合にはその運営についての指導・助言等を行うほか、総合的に研究結果の分析等を行い、その成果や課題を今後の取組に活用することとする。

(2) 連絡協議会の開催

文部科学省は、事業の推進に資するため、受託団体等による連絡協議会を開催することができる。

(3) 取組の詳細な内容

上記2に示した取組の詳細については、取組ごとに公募要領に定めることとする。

6 委託手続き

- (1) 事業の委託を受けることを希望する教育委員会等は、事業計画書等を文部科学省に提出する。
- (2) 文部科学省は、選考委員会等（文部科学省内に設置）において、教育委員会等が作成した事業計画書を審査した上で、受託団体を選定し、事業の実施を委託する。なお、選考委員会等は必要に応じ、教育委員会等に対し、事業の推進に係る指導・助言等を行うことができる。

7 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で当該事業の実施に必要な経費を委託費として支出する。委託費はその額の確定後、受託団体の請求により支払うものとする。ただし、受託団体が事業の完了前に必要な経費の支払いを受けようとし、文部科学省が必要と認める場合には、別途定める方法により、概算払いすることができる。
- (2) 契約締結及び支払いを行う場合には、国の契約締結及び支払いに関する規定の趣旨に従い、経費を効率的に執行する。
- (3) 受託団体は、事業計画を変更しようとするときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、計画書のうち経費のみを変更する場合で、事業費の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増減する額が総額の20%を超えない場合については、この限りではない。
- (4) 委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。
- (5) 文部科学省は、受託団体が委託要項若しくは委託契約書に違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

8 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下、「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認めるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

9 事業完了（廃止等）の報告

- (1) 受託団体は、本事業が完了したとき及び廃止又は中止（以下、「廃止等」という。）の承認を受けたときは、委託事業完了（廃止等）報告書及び支出を証する書類の写を文部科学省に提出するものとする。
- (2) 文部科学省は、事業の成果普及等のため、上記（1）で定める委託事業完了（廃止等）報告書のほか、事業における取組について事例の提供や、成果の報告等を求めることができる。

10 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記9（1）により提出された委託事業完了（廃止等）報告書について、検査及び必要に応じて現地検査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託団体に対して通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、事業に要した実決算額又は委託契約額のいずれか低い額とする。

11 その他

- (1) 文部科学省は、受託団体による本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、この実施事業及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 受託団体は、委託事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならないとともに、善良なる管理者の注意をもって取り扱う責任を負うものとする。
- (5) 本事業の実施に伴い発生した著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。）については、原則として文部科学省に帰属させるものとする。ただし、これに拠らない場合は、別途文部科学省と協議すること。
- (6) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については別に定める。

**「課題発見・解決に向けた主体的・協働的な学びの推進事業」における学力定着に
課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（小・中学校）公募要領**

1. 事業名

学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（小・中学校）

2. 趣旨

全国学力・学習状況調査や地域独自の調査等において学力の定着に課題が見られた地域や学校に対し、重点的・包括的な支援を行うことにより、基礎的・基本的な知識・技能の定着や思考力・判断力・表現力の育成を図り、全国的な学力水準の底上げを図る。

3. 指定期間及び委託契約期間

指定期間は原則として契約締結日から平成30年3月15日までとする。ただし、契約の締結は年度ごとに行うものとし、毎年度、事業の実施状況等について評価又は確認等を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。

なお、平成28年度の事業期間は契約締結日から平成29年3月15日までとする。

4. 公募対象

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、学校法人（以下、「都道府県教育委員会等」という。）

5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 事業の内容

- (1) 本調査研究においては、「2. 趣旨」に基づき、指導方法や指導体制の改善・充実、指導力向上に資する教員研修の改善・充実など、市町村教育委員会等による学力定着に課題が見られた学校に対する学力向上のために必要な指導・助言・支援を行う。
- (2) 推進地域（都道府県教育委員会）及び推進地域・推進地区（指定都市教育委員会又は学校法人）においては、以下のことを行うものとする。
 - ① 地域の実情や全国学力・学習状況調査等の結果における課題に即した「学力向上推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定する。
 - ② 推進地区及び協力校（推進地域・推進地区においては「協力校」のみ）に対して、本調査研究の円滑な実施のために必要な指導・助言に加え、推進地区や協力校の取組を支援し、教員の指導力の向上、研究情報の共有化及び研究の成果等の普及を図る。
 - ③ 地域の実情や課題に即した推進計画を策定するとともに、本調査研究の円滑な実施のために必要な指導・助言、支援及び本調査研究の成果等の普及を行うため、「学力向上推進協議会」を設ける。なお、学力向上推進協議会は、学校教育関係者のほか、大学関係者、社会教育関係者、保護者、民間企業やNPOなど事業の円滑な実施のために必要な者をもって構成するものとする。
- (3) 推進地区（市町村教育委員会）及び推進地域・推進地区においては、以下のことを行うものと

する。

- ① 推進地域における推進計画等に基づき、教育委員会等としての学力向上支援の在り方に関する具体的な研究課題を設定し、研究課題に応じ、学力定着に課題を抱える児童生徒に対する指導方法・指導体制の工夫や教材の開発（例えば、授業サポートのための人材の派遣・活用、学習支援プログラムの作成など）、指導方法等の改善や普及のための研修プログラムの構築と実施（例えば、校内外の教員研修の改善・充実など）、調査研究の成果を域内の学校で情報共有（例えば、指導事例集の作成、研究発表会の開催など）などに取り組む。その際、研究内容やその成果等を実践的で具体的なものとするため、協力校における取組を十分に取り入れること。
 - ② 協力校に対して、本調査研究の円滑な実施のために必要な指導・助言等を行う。
 - ③ 本調査研究の成果と課題の検証を行う。
 - ④ 成果と課題の検証に当たっては、例えば、児童生徒の変容（意識や学力など）、教師や保護者の変容等を把握する調査（アンケート調査）を行う等、実践研究による児童生徒の変容を定量的なデータを示し、成果をわかりやすく示せるように努めること。
- (4) 協力校においては、「推進地区」及び「推進地域・推進地区」において設定した研究課題について、学校長のリーダーシップの下、以下のような取組（○で示す）を複合的に行い、どのような手立てをとったことが効果があったかを明らかにする。ただし、●のうちいずれかは必ず取り組むこととする。

◎取組例

- 全国学力・学習状況調査や地域独自の調査等の結果を踏まえた授業改善や指導の充実
- 全国学力・学習状況調査の結果と児童生徒の置かれている環境や状況と相関関係についての分析
- 授業改善や指導力向上のための校内研修の実施
- 個に応じた指導（少人数指導、個別指導、繰り返し指導、習熟度別指導、教師間の協力的な指導など）による指導方法・指導体制の工夫改善
- 効果的・計画的な補充学習の充実（始業前・放課後や長期休業期間等の活用など）
- 小学校における教員の得意分野を生かした教科担任制の実施
- 学校外の様々な分野の人材や施設・団体等（大学や大学の研究者、教員志望の学生、NPOなど）との効果的な連携・協力による指導の充実
- ボランティア等との効果的な連携・協力による学習習慣の定着
- 授業と家庭学習の効果的な関連を図るための家庭学習教材の開発（家庭学習ノートの開発、家庭学習の手引きの作成など）
- 指導の系統性や発達の段階を考慮した小・中連携による指導の充実
- 言語に関する授業規律や学習規律（書くこと、話すこと、聞くこと等を重視した授業、ノート指導など）の徹底

7. 事業の実施方法

- (1) 本調査研究の実施を希望する都道府県教育委員会等は、関係する市町村教育委員会と連携・協力の下、様式により「研究実施計画書」（様式1～6）を作成し、提出する。
- (2) 文部科学省は、提出された「研究実施計画書」を審査し、調査研究の実施を都道府県教育委員

会等に委託する。

- (3) 文部科学省は、本調査研究の実施を委託する都道府県教育委員会等を「学力向上実践研究推進地域」（「推進地域」又は「推進地域・推進地区」）として指定する。
- (4) 「推進地域」として指定を受けた都道府県教育委員会は、下記のとおり「学力向上実践研究推進地区」（推進地区）及び「学力向上実践研究協力校」（協力校）を指定することとする。
 - ① 「推進地区」として、推進地域内の市町村教育委員会を1箇所又は複数箇所指定する。
 - ② 「推進地区」内の小学校又は中学校の中から「協力校」を1推進地区当たり、1校以上指定する。
- (5) 「推進地域・推進地区」として指定を受けた指定都市教育委員会及び学校法人は、「推進地域・推進地区」内の小学校又は中学校の中から「協力校」を1校以上指定する。
- (6) 文部科学省は、推進地域、推進地区及び協力校に対し、本調査研究の実施に必要な指導・助言を行うとともに、本調査研究の成果等の普及を図り、学力向上の取組の充実に資するため、適宜情報提供を行う。
- (7) 本調査研究の実施に当たっては、文部科学省が実施する他の事業との関連を図り、効果的に実施することが望ましい。また、推進地域や推進地区において、本調査研究と連携を図ることができる事業がある場合には、当該事業との関連を図り、効果的に実施することが望ましい。その際、事業間の経費の重複に留意することとし、同一の内容の経費が二重に計上されることがないようすること。
- (8) 推進地域においては、少人数指導、習熟度別指導等の個に応じた指導に関する実践研究を行う場合には、「少人数指導等の指導方法の工夫改善定数加配」による教員加配の活用等により、実践研究の実施が可能な学校を指定するよう努めるものとする。

8. 委託事業完了報告書等

- (1) 都道府県教育委員会等においては、推進地区及び協力校の作成する書類をとりまとめ、本調査研究の終了時に委託事業完了報告書及び支出を証する書類の写を提出するものとする。
- (2) 委託事業完了報告書等の様式その他必要な事項については、文部科学省から別途連絡する。
- (3) 委託事業完了報告書については、文部科学省においてその集録を編集し、書籍及びインターネットなどの媒体により公表することができるものとする。

9. 書類の提出方法等

- (1) 提出書類
企画提案書（「研究実施計画書（様式1～6）」に代える）
- (2) 提出部数
6部（正本1部、副本5部）
- (3) 提出方法
書類の提出は、以下に示す①電子メール②郵送等③直接持参のうち、①電子メール及び②郵送等又は、①電子メール及び③直接持参のいずれかとする。なお、ファクシミリによる提出は不可とする。また、②又は③による場合、正本1部は文部科学省において増し刷りの原本として活用するため、片面印刷とし、ホッチキス止めしないものとする。
 - ①電子メール

- ・Word、一太郎又はExcelファイルにて作成した研究実施計画書をファイルに添付の上、送信すること。
- ・メールの件名は「【提出】(機関名)：小中学力研究実施計画書」とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が10MBを越える場合は、CD-R、USBメモリ等記録媒体を郵送するかメールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて以下(4)②「郵送先及び本件担当」まで照会すること。

②郵送等（郵便、宅配便等）

- ・簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。
- ・郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

③直接持参

- ・受付時間：平日10時～18時15分（12時～13時除く）
- ・提出の際は、事前に電話にて以下(4)②「郵送先及び本件担当」まで連絡すること。
- ・持参中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

(4) 提出先

①電子メール

kyoiku@mext.go.jp

②郵送先及び本件担当

〒100-8959

東京都千代田区霞が関三丁目2-2

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係（宛）

TEL: 03-6734-2073

(5) 提出締切

平成28年7月8日（金）

- ・電子メールは当日の送信記録があるもの。
- ・郵送等及び直接持参の場合、当日18時15分必着

(6) その他

研究実施計画書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された研究実施計画書等については、返却しない。

10. 事業期間、事業規模（予算）及び採択件数

事業規模：各年度の計画額の上限は1件あたり1,200千円

ただし、予算状況等によっては各年度の上限金額に変動が生じる可能性がある。

採択件数：予算の範囲内において複数件を採択予定（8件程度）

11. 採択方法

選考委員会（文部科学省内に設置。）において、〔別紙〕に定める審査基準に基づき、書類選考を実施する。

選考終了後、30日以内に全ての提案者に審査結果を通知する。

12. スケジュール

- | | |
|------------------------------|---|
| ①平成28年6月17日 | 公募開始 |
| ②平成28年7月8日 | 申請締切 |
| ③平成28年7月中旬～7月下旬（予定） | 調査研究の実施地域の選考・審査 |
| ④平成28年7月下旬以降（予定） | 提案者への選考・審査結果の通知 |
| ⑤平成28年8月以降 | 調査研究の実施地域との契約締結 |
| ※委託契約締結後、すみやかに文部科学省と協議 | |
| ※契約期間は契約締結日から平成29年3月15日までとする | |
| ⑥平成29年3月15日 | 事業完了報告書等の文部科学省への提出期限
(以下は、平成29年度においても引き続き委託契約した場合) |
| ⑦平成29年4月以降 | 委託契約の締結 |
| ⑧平成30年2月 | 成果報告会 |
| ⑨平成30年3月中旬 | 事業完了報告書等の文部科学省への提出期限 |

13. 委託契約締結

選定の結果、契約予定者と研究実施計画書をもとに契約条件を調整するものとする。

なお、契約金額については、研究実施計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。

また契約条件が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

14. 誓約書の提出等

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、学校法人のみに適用する。

15. その他

- (1) 文部科学省は、必要に応じ、本調査研究の実施状況及び経理処理状況について実態調査を行う。
- (2) 文部科学省は、本調査研究の適切な運営や趣旨の実現に資するため、必要に応じ、関係者の参加を得た連絡協議会の開催、推進地区や協力校等への訪問及び指導・助言などを行う。
- (3) 「研究実施計画書」を提出後に、研究の進捗状況からみて特筆すべき事項が生じたときは、速やかに文部科学省初等中等教育局教育課程課にその内容の分かる書類を提出すること。
- (4) 研究課題の設定に当たっては、全国学力・学習状況調査等の調査結果を活用するなど定量的なデータを示せるように努めること。
- (5) 実践研究の成果と課題の検証に当たっては、例えば、児童生徒の変容（意識や学力など）、教員や保護者の意識の変容などの把握のための調査（アンケート調査）を行うなど、経年比較が可能な定量的なデータを示せるよう努めること。

(6) この要領に定めのない事項で調査研究の実施に必要な事項は、必要に応じ、文部科学省が別に指示する。

(様式 1)

学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（小・中学校）

研究実施計画書【学力向上推進計画の概要】

【推進地域】

番号		都道府県市名	
----	--	--------	--

1 推進地域としての取組内容

2 研究実施計画

3 その他

(様式 2)

学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（小・中学校）

研究実施計画書

【推進地区】

番号		都道府県名		推進地区名	

1 推進地区における学力に関する現状と課題

(学力定着に課題を抱える学校数： 校／所管する小・中学校数： 校)

2 研究課題

3 推進地区としての取組内容

4 研究実施計画

5 成果等の把握と検証の手立て

6 その他

(様式 3)

学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（小・中学校）

研究実施計画書

【協力校】

番号		都道府県市名		推進地区名	
----	--	--------	--	-------	--

1 学校の概要

<児童（又は生徒）数・学級数（平成26年4月現在）>

学校名	○○県○○市立○○○○学校（ふりがな）								
学 年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	計	教員数
学級数									
児童数									
学校のホームページアドレス									

2 学校における学力に関する現状と課題

3 協力校としての取組内容

4 研究実施計画

5 その他

(様式 4)

学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（小・中学校）
所要経費の積算

(平成28年度)

(単位：円)

費目	種別	経費予定額	積算内訳
人件費	賃金	円	指導補助費 ○人×○日×○○円＝
事業費	諸謝金	円	1 会議出席謝金 2 外部講師謝金 ○人×○回×@＝ ○人×○回×@＝
	旅費	円	会議出席旅費 県内委員 (○○～○○) ○人×○回×@＝ 県外委員 (○○～○○) ○人×○回×@＝
	借損料	円	▽▽▽ 会場費 数量×@＝ ○回×@＝
	消耗品費（図書購入費）	円	▽▽▽ ■■■ 数量×@＝ 数量×@＝
	会議費	円	会議お茶代 ○人×○回×@＝
	通信運搬費	円	会議開催通知切手代 ○人×○回×@＝
	印刷製本費	円	補助教材印刷費 ○冊×@＝ 研究報告書印刷費 ○冊×@＝
	雑役務費	円	資料集計費 ○人×○回×@＝
	消費税相当額	円	人件費（賃金） ○○○円×8% 事業費（諸謝金（不課税分） ○○○円×8% (免税事業者は「計上不要」と記載すること)
再委託費	再委託費	円	○○市 ○○町 ○○○円 ○○○円
総 計		円	

- ※ 記載に当たっては、〔別添〕の「研究実施計画書の記入上の留意事項等について」に従うこと。
- ※ 積算内訳は単価及び数量を明らかにすること。
- ※ 旅費のうち、文部科学省が東京で開催する協議会の出席旅費として、最大2名分（東京～各都道府県の任意の地点）を上記の積算内訳に計上し、作成すること。
- ※ 再委託費の内訳については、当該経費区分に準じ経費ごとに作成の上、添付して提出すること。
- ※ 印刷製本費及び雑役務費を計上する場合は、見積書等を添付すること。（再委託費の内訳に印刷製本費及び雑役務費を計上する場合も同様。）
- ※ 平成28年度、平成29年度（参考）の所要経費を別様で記載すること。

(平成29年度(参考))

(単位:円)

費目	種別	経費予定額	積算内訳
人件費	賃金	円	指導補助費 ○人×○日×○○円=
事業費	諸謝金	円	1 会議出席謝金 ○人×○回×@= 2 外部講師謝金 ○人×○回×@=
	旅費	円	会議出席旅費 県内委員(○○~○○) ○人×○回×@= 県外委員(○○~○○) ○人×○回×@=
	借損料	円	▽▽▽ 会場費 数量×@= ○回×@=
	消耗品費(図書購入費)	円	▽▽▽ ■■■ 数量×@= 数量×@=
	会議費	円	会議お茶代 ○人×○回×@=
	通信運搬費	円	会議開催通知切手代 ○人×○回×@=
	印刷製本費	円	補助教材印刷費 ○冊×@= 研究報告書印刷費 ○冊×@=
	雑務費	円	資料集計費 ○人×○回×@=
	消費税相当額	円	人件費(賃金) ○○○円×8% 事業費(諸謝金(不課税分)) ○○○円×8% (免税事業者は「計上不要」と記載すること)
再委託費	再委託費	円	○○市 ○○円 ○○町 ○○円
	総計	円	

(様式4 別紙)

再委託に関する事項

「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（小・中学校）」における再委託の実施について、次のとおり提出します。

（1）再委託

再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託の必要性	
再委託金額（単位：円）	

（2）履行体制に関する事項

※ 再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われたときに記載すること。

再々委託の相手方の住所及び氏名	
再々委託を行う業務の範囲	

再委託に関する事項（記入例）

「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（小・中学校）」における再委託の実施について、次のとおり提出します。

再委託の相手方の住所及び氏名	○○市××町△△××-× ○○市教育長 # # # △△町○○××-× ○○町長 \$ \$ \$
再委託を行う業務の範囲	・学力向上支援の在り方に関する調査研究の指定地域として○○及び××を委託する。
再委託の必要性	・○○及び××を実施する際の効率性を鑑み当該業務を委託する。
再委託金額（単位：円）	○○市 □□□, □□□円 ▽▽町 □□, □□□円

推進地域名	推進地区名	調査研究の概要	
		協力校名	
○○県	△△市		○○小学校
	□□町		○○小学校 ○○中学校

6)

契約書に記載する住所等について

(※学校法人は公募要領14にあるとおり、以下様式に従い誓約書を提出すること)

誓 約 書

当学校法人は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることどなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年　月　日

住所（又は所在地）

代表者名

署名（自署）

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

研究実施計画書の記入上の留意事項等について

<全体を通じての留意事項>

- 1 推進地域、推進地区、協力校の各段階を通じて課題認識や取組には一定の整合性がみられることが望ましいこと。
- 2 推進地域、推進地区、協力校は、研究実施計画書の作成や経費の積算に当たって十分に連携を図ること。
- 3 様式1～3については、それぞれA4判3枚以内で作成すること。（字数、行数は指定しない。両面可。）
- 4 研究実施計画書の取扱いについて、様式5については、文部科学省ホームページで公開する。様式1～3については、文部科学省ホームページ等で公開する場合がある。なお、その際、文部科学省において記載内容を確認したり、誤記を訂正したりする場合がある。
- 5 4のとおり研究実施計画書を文部科学省ホームページ等に掲載する場合がある。このことを踏まえ、写真や図表を掲載する場合には、著作権や肖像権などの取扱いに適切な配慮をすること。
- 6 提出資料中の都道府県番号等は次のとおり記載すること。

◆都道府県番号

01	北海道	02	青森県	03	岩手県	04	宮城県	05	秋田県
06	山形県	07	福島県	08	茨城県	09	栃木県	10	群馬県
11	埼玉県	12	千葉県	13	東京都	14	神奈川県	15	新潟県
16	富山県	17	石川県	18	福井県	19	山梨県	20	長野県
21	岐阜県	22	静岡県	23	愛知県	24	三重県	25	滋賀県
26	京都府	27	大阪府	28	兵庫県	29	奈良県	30	和歌山県
31	鳥取県	32	島根県	33	岡山県	34	広島県	35	山口県
36	徳島県	37	香川県	38	愛媛県	39	高知県	40	福岡県
41	佐賀県	42	長崎県	43	熊本県	44	大分県	45	宮崎県
46	鹿児島県	47	沖縄県						

◆指定都市番号（「推進地域」として指定を受ける場合のみ）

48	札幌市	49	仙台市	50	さいたま市	51	千葉市	52	川崎市
53	横浜市	54	相模原市	55	新潟市	56	静岡市	57	浜松市
58	名古屋市	59	京都市	60	大阪市	61	堺市	62	神戸市
63	岡山市	64	広島市	65	北九州市	66	福岡市	67	熊本市

<（様式1）研究実施計画書【推進地域】について>

1 推進地域としての取組内容

調査研究を適切に実施するため、推進地域としてどのように取り組んでいくのかについて具体的に記載すること。その際、

- ・推進地域としての体制（学力向上推進協議会の位置付けを含む。）
- ・推進地域としての推進地区や協力校に対する支援

などを記載し、指定期間中の取組が具体的に分かるようにすること。

2 研究実施計画

2年間の大まかな調査研究のスケジュールを記載すること。

3 その他

特記すべき事項があれば記載すること。

<（様式2）研究実施計画書【推進地区】について>

1 推進地区における学力に関する現状と課題

推進地区として、域内の学力の状況についての現状分析について、具体的に全国学力・学習状況調査や地域独自の学力調査等の結果など数値を提示しつつ記載すること。特に、本調査研究の趣旨（公募要領「2. 趣旨」）を踏まえ、調査研究実施の必要性が分かるよう記載に留意すること。また、所管の小・中学校のうち、直近の全国学力・学習状況調査における国語又は算数・数学のA問題又はB問題うちのいずれか2つ以上が全国平均を下回った学校数（学力定着に課題を抱える学校数）を示すこと。

2 研究課題

推進地区における学力に関する現状と課題を踏まえ、指定期間において推進地区として重点的に取り組む学力に関する研究課題を記載すること。また、調査研究を通じ、達成しようとする目標を具体的に記載すること。

3 推進地区としての取組内容

「2 研究課題」について推進地区としてどのように取り組んでいくのかについて具体的に記載すること。その際、

- ・推進地区としての体制
- ・推進地区としての取組（授業サポートのための人材の派遣・活用、学習支援プログラムの作成、校内外の教員研修の改善・充実、指導事例集の作成など）

などに加え、協力校における取組をどのように活用するかを記載し、指定期間中の取組が具体的に分かるようにすること。

4 研究実施計画

2年間の大まかな調査研究のスケジュールを記載すること。

5 成果等の把握と検証の手立て

どのような手立てにより、推進地区や協力校における取組の研究の成果と課題の把握や検証していくのかについて記載すること。

6 その他

指定期間終了後、推進地区として、財政的な措置も含めてどのような手立てで調査研究の成果を生かすかについての見通しに加え、特記すべき事項があれば記入する。

<（様式3）研究実施計画書【協力校】について>

1 学校の概要

- ・学校名、学級数、児童（生徒）数、教員数、学校のホームページアドレス（無い場合は記入欄に「-」を入れること）を記入すること。
- ・学校名には必ずふりがなをつけること。

2 学校における学力に関する現状と課題

学校としての学力の状況についての現状分析について、具体的に全国学力・学習状況調査や地域独自の学力調査等の結果など数値を提示しつつ記載すること。特に、本調査研究の趣旨（公募要領「2. 趣旨」）を踏まえ、調査研究実施の必要性が分かるよう記載に留意すること。

3 協力校としての取組内容

「推進地区」において設定した研究課題の下、具体的にどのような取組を行うのかについて分かるように記載すること。

4 研究実施計画

2年間の大まかな調査研究のスケジュールを記載すること。

5 その他

特記すべき事項があれば記入する。

<（様式4）所要経費の計上についての留意事項について>

1 全体

・本調査研究の実施のために真に必要なもののみを積算すること。

2 所要経費項目について

（1）賃金

- ① 研究に必要な学習指導を行う指導員に係る人件費のみを計上すること（雇用の必要性及び金額（人数、時間、単価等）が妥当であること）。
- ② 単価については、国の予算積算を参考に、各地方公共団体の会計基準等に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、1時間当たりの単価は1,500円を上限として積算することとする。
- ③ 研究に必要な期間のみの雇用とすること。
- ④ 別途、国費で人件費を措置されている職員等については計上できない。

（2）謝金

- ① 積算内訳は協力者の内訳別に記載。

（出席者等が未確定の場合にあっては、単価の妥当性を確認するため、○○関係者等と記載するなどして表記。）

- ② 会議出席、原稿執筆、単純労務等を行った場合に支出する謝礼であり、単価等は各教育委員会の支給規程及び文部科学省の支給単価等とを比較して妥当な単価を設定すること（必要に応じて理由書を添付させるなど妥当性について説明を求めることがある。また、講演者謝金等において、高額な支出を伴うものについては、当該講演者とする必要性についても確認を行う）。

- ③ 学校職員に対する支出は原則として認められない。ただし、業務が当該職員の本務外（給与支給の対象となる業務とは別）であることが関係資料から確認できる場合は支出することができる。

- ④ 菓子折、金券の購入は認められない。

（3）旅費

- ① 原則として具体的用務毎に積算すること。

- ② 調査、成果公表、会議出席及び委員会出席等、研究の実施に必要な旅費のみを計上すること。

- ③ 支給基準は原則として各教育委員会の旅費規程によって差し支えないが、最も安価な経路で積算するなど妥当かつ適正な旅費を積算すること。また、鉄道賃の特別車両料金等の支給については、国の職員の例に準じる等、妥当かつ適正な旅費を積算すること。
- ④ 規定等がない場合は、旅費法及び文部科学省の規定を準用すること（電車代はグリーン車不可。航空運賃はエコノミークラスのみ）。
- ⑤ 研究計画と出張先、単価、回数、人数が整合性が取れるようにすること。
- ⑥ 航空機を利用する場合は、マイレージ・ポイント等の取得はできないものとする。
- ⑦ 回数券、プリペイドカードを購入する場合は、受払簿等で管理し使用枚数のみを計上すること。
- ⑧ 旅費のうち、文部科学省が東京で開催する協議会等の出席旅費として、最大2名分（東京～各都道府県の任意の地点）を上記の積算内訳に計上し、作成すること。

(4) 借損料

- ① 研究の実施に必要な借損料のみを計上すること。
- ② 会場費等、会議開催等に伴い経費が発生する場合には研究実施計画書の会議等の時間及び回数と整合性がとれるようにすること。
- ③ 物品等をレンタルする場合は、実際のレンタル契約期間にかかわらず、当該実践研究の委託契約期間分のみ計上すること。

(5) 消耗品費（図書購入費）

- ① 消耗品のみを計上し、備品（長期の反復使用に耐えうるもの）は計上しないこと。
- ② 計上するものについては、可能な限り品名（単価、数量）を記載することとするが、具体的な内容毎に使途の判断できる包括的名称を用いて簡略化して記しても良い。
- ③ 物品購入の際に付与されるポイント等の取得はできないものとする。

(6) 会議費

- ① 会議費は、会議を開催する場合のお茶代・弁当代等であり、社会通念上常識的な範囲のものか精査すること。（宴会等の誤解を受けやすいものや酒類の提供はできない。また、弁当の提供は午前から午後に及ぶ3時間以上の会議等、やむを得ない場合に限る。）
- ② 会議等の出席者数及び回数と整合性がとれるかを確認する。
- ③ 会議を開催した場合は、出席者、日時、場所等を明確に記載した議事録を作成すること。

(7) 通信運搬費

- ① 会議開催等に必要な開催通知や報告書等の送付にかかる経費を計上する。
- ② 通信運搬物の内容、数量、単価、回数の整合性がとれるようにすること。
- ③ 切手を購入数する場合、必要最小限の枚数とし受払簿で適切に管理すること。

(8) 印刷製本費

- ① 見積書等にて内訳及び金額の妥当性（数量、単価等）を確認する（見積書等の

写しを添付して提出すること。)

- ② コピー用紙は、消耗品費に計上されるので注意すること。

(9) 雑役務費

- ① 委託契約の目的を達成するために付随して必要となる軽微な請負業務等（集計作業等）を計上する。
- ② 見積書等にて内訳及び金額の妥当性（数量、単価等）を確認する（見積書等の写しを添付して提出すること）。

(10) 消費税相当額

- ① 文部科学省において実施されている委託業務は、「役務の提供」（消費税法第2条第1項第12号）に該当することから、原則として業務経費の全体が課税対象となるので、積算した業務経費全体に消費税相当額（8%）を計上することとなる。
- ② 各種別において経費を計上する際には、消費税は内税（税込）として計上することとし、不課税の経費についてのみ対象額を当種別において消費税相当額として計上する。
- ③ 積算に当たっては、課税事業者と免税事業者とでは次に掲げるとおり取扱いが異なるので、下記の「課税対象表」を参照の上、適正な消費税額を計上すること。

ア 課税事業者の場合

事業の実施過程での取引の際に消費税を課税することとなっている経費（以下「課税対象経費」という。）は消費税額を含めた金額を計上し、課税対象経費以外の経費（不課税経費）は消費税相当額を別途計上する。

イ 免税事業者の場合

消費税を納める義務を免除されているので、課税対象経費分についてのみ消費税額を含めた金額とする。（不課税経費に対し消費税相当額を別途計上しない。）

受託者が簡易課税制度の適用を受けている場合においても消費税相当額の積算に当たっては、簡易課税の計算方法で算出した額によるのではなく、一般課税事業者の場合と同じように取扱うこととすること。

なお、不課税経費については賃金及び諸謝金がこれに該当する（消費税相当額を計上）。ただし、賃金について、給与として交通費を含めている場合には、交通費は消費税込となること。また、諸謝金について、教育委員会の基準によって、税込金額とされている場合があるため、計上の際に確認すること。

(11) 再委託費

- ① 業務そのものの一部を第三者に行わせる場合に計上する。
- ② 再委託を行う場合には、再委託を行う合理的な理由及び必要性について「再委託に関する事項」に記載の上、提出すること。
- ③ 再委託費の内訳については、上記区分に準じ経費ごとに作成の上、添付して提出すること。

<（様式5）研究の概要>

- 1 推進地域名、推進地区名（市町村名）、協力校名を記載すること。

2 研究の概要欄には、指定期間に取り組む研究の概要を簡潔に記載すること。

<（様式6）契約書に記載する住所等について>

以下の要領で契約書に記載する住所等をExcelを使用して作成すること。

- ① 1列目（A列）には都道府県・指定都市名を記入すること。
- ② 2列目（B列）には契約書に記載する住所を、3列目（C列）には契約書に記載する機関名を、4列目（D列）には契約書に記載する者の名前を、5列目（E列）には契約書に記載する者の職名を記入すること。
- ③ 6列目（F列）契約書等書類の送付先、7列目（G列）には連絡担当者名、8列目（H列）には連絡担当者の職名、9列目（I列）には連絡担当者の連絡先（電話番号）10列目（J列）には連絡担当者の連絡先（メールアドレス）を記入すること。